

2026年5月29日

各位

会社名 株式会社BlueMeme
代表者名 代表取締役会長 兼 社長 松岡 真功
(コード：4069、東証グロース市場)
問合せ先 コーポレート本部長 岩川 隆幸
TEL：03-6712-8196 (代表)

監査等委員会設置会社への移行および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2026年6月26日開催予定の第20期定時株主総会（以下「本総会」といいます。）に付議する、「定款一部変更の件（監査等委員会設置会社への移行に伴う変更）」について決議いたしました。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行

(1) 移行の目的

当社は、情報開示の適時性及び内部管理体制に課題が生じたことを真摯に受け止め、その解決とグループ全体のガバナンス体制の抜本的な見直しを目的とした純粋持株会社体制への移行準備開始にあわせ、より透明性と規律ある経営体制の確立、並びに安定的かつ強固な経営管理体制の再整備を進めております。

監査等委員会設置会社への移行により、取締役の職務執行の監査等の機能を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることで、社外取締役の知見・専門性を活かした経営の監督機能をより強固なものとするとともに、取締役会から業務執行取締役への広範な権限委任を通じて、迅速かつ機動的な意思決定と業務執行を両立させ、持続的な企業価値の最大化に邁進してまいります。

(2) 移行の手続

当社は、本総会において必要な定款変更の承認を得たうえで、同日を以て移行する予定です。なお、本総会は継続会の開催を予定しておりますが、当議案は本総会での審議を予定しております。継続会については決定次第速やかに公表いたします。

2. 定款の一部変更

(1) 変更の目的

監査役会設置会社から監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査役会及び監査役に関する規定を廃止し、新たに監査等委員会及び監査等委員に関する規定を新設するなど、必要な変更を行うものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりです。

(3) 変更の日程

- 定款の一部変更のための株主総会開催日：2026年6月26日
- 定款の一部変更の効力発生日：2026年6月26日

3. 今後の見通し

監査等委員会設置会社への移行は、会社の機関設計の変更であるため、連結業績に与える影響は軽微と考えております。

以上

(別紙)

定款 新旧対照表

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
第4章 取締役及び取締役会	第4章 取締役及び取締役会
(取締役会の設置) 第18条 当社は取締役会を置く。	(取締役会の設置) 第18条 当社は取締役会を置く。
(取締役の員数) 第19条 当社の取締役は、3名以上8名以内とする。	(取締役の員数) 第19条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く)は、3名以上 <u>15名以内とし、監査等委員である取締役は5名以内とする。</u>
(取締役の選任) 第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。	(取締役の選任) 第20条 取締役は、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。</u>
(第2項 条文省略) (第3項 条文省略)	(第2項 現行通り) (第3項 現行通り)
4. 当社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める取締役の員数を欠くことになる場合に備えて、株主総会において補欠の取締役を選任することができる。	4. 当社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める取締役の員数を欠くことになる場合に備えて、株主総会において補欠の取締役(監査等委員である取締役を除く)及び補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。
5. 前項の補欠の取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。	5. 補欠の取締役(監査等委員である取締役を除く)の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。
(新設)	6. <u>補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u>
(取締役の任期) 第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	(取締役の任期) 第21条 取締役(監査等委員である取締役を除く)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
(新設)	2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>
(新設)	3. <u>任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u>
(取締役会の招集通知) 第23条 取締役会の招集通知は、各取締役及び監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。	(取締役会の招集通知) 第23条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

る。	
(新設)	<u>2. 前項の規定にかかわらず、取締役会は、取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。</u>
(取締役会の決議の方法) 第24条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。	(取締役会の決議の方法) 第24条 取締役会の決議は、 <u>議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</u>
(取締役会の決議の省略) 第25条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。 <u>ただし、監査役が異議を述べたときは、この限りではない。</u>	(取締役会の決議の省略) 第25条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。
(取締役会の議事録) 第26条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印または電子署名する。	(取締役会の議事録) 第26条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。
(代表取締役及び役付取締役) 第27条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。	(代表取締役及び役付取締役) 第27条 当社は、取締役会の決議によって、 <u>取締役(監査等委員である取締役を除く)</u> の中から代表取締役を選定する。
(第2項 条文省略)	(第2項 現行通り)
3. 取締役会は、その決議により、取締役社長を1名選定し、副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。	3. 取締役会は、その決議により、 <u>取締役(監査等委員である取締役を除く)</u> の中から <u>取締役社長</u> を1名選定し、 <u>取締役会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名</u> を選定することができる。
(取締役の報酬等) 第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。	(取締役の報酬等) 第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。</u>
(新設)	<u>第5章 監査等委員会</u>
(新設)	<u>(監査等委員会)</u> <u>第31条 当社は監査等委員会を置く。</u>
(新設)	<u>(常勤の監査等委員)</u> <u>第32条 監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。</u>
(新設)	<u>(監査等委員会の招集通知)</u>
(新設)	<u>第33条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員が会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u>
(新設)	<u>2. 前項の規定にかかわらず、監査等委員会は、監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経るこ</u>

	<u>となく開催することができる。</u>
(新設)	<u>(監査等委員会の決議の方法)</u>
(新設)	<u>第34条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</u>
(新設)	<u>(監査等委員会の議事録)</u>
(新設)	<u>第35条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</u>
(新設)	<u>(監査等委員会規程)</u>
(新設)	<u>第36条 監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u>
<u>第5章 監査役及び監査役会</u>	(削除)
<u>第31条～第41条 (条文省略)</u>	
第6章 会計監査人 (会計監査人の設置) <u>第42条 (条文省略)</u>	第6章 会計監査 (会計監査人の設置) <u>第37条 (現行通り)</u>
(会計監査人の選任) <u>第43条 (条文省略)</u>	(会計監査人の選任) <u>第38条 (現行通り)</u>
(会計監査人の任期) <u>第44条 (条文省略)</u>	(会計監査人の任期) <u>第39条 (現行通り)</u>
(会計監査人の報酬等) <u>第45条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定め</u>	(会計監査人の報酬等) <u>第40条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</u>
第7章 計 算	第7章 計 算
(事業年度) <u>第46条 (条文省略)</u>	(事業年度) <u>第41条 (現行通り)</u>
(期末配当金) <u>第47条 (条文省略)</u>	(期末配当金) <u>第42条 (現行通り)</u>
(中間配当金) <u>第48条 (条文省略)</u>	(中間配当金) <u>第43条 (現行通り)</u>
(期末配当金等の除斥期間) <u>第49条 (条文省略)</u>	(期末配当金等の除斥期間) <u>第44条 (現行通り)</u>
(新設)	<u>附則</u>
(新設)	<u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u>
(新設)	<u>第1条 当社は、第20期定時株主総会終結前の行為に関する監査役(監査役であった者を含む)の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</u>